

生活保護の申請

改正生活保護法を運用する際、実務の指針となる厚生労働省令案で、改正法の国会審議中に「政府案では窓口で申請を拒む『水際作戦』が助長される」として与野党が合意した修正や政府側の答弁が反映されないで、もどかた。厚労省が先月二十七日から始めた意見公募（パブリックコメント）で明らかになった。支援者や有識者は、国民の代表である国会を軽んじる厚労省の対応に反発している。

（上坂修子）

「まず書面」に逆戻り？

省令案 政府原案寄りに



中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211



紙面について

●電話
03-6910-2201
(土日祝日除く)
9:30~17:30

●FAX
03-3595-6935

東京新聞ホームページ

TOKYO Web
www.tokyo-np.co.jp

本紙記者が
ツイッターで
つぶやいています
東京新聞政治部
東京新聞けいざいデスク
東京新聞写真部
東京新聞鉄道クラブ
東京新聞文化部
東京ちゅん太(生活部)

各省の長で、ある閣僚が定める命令。日本の法体系では優劣法は①憲法②国会が制定する法律③内閣が定める政令④省令の順。省令は「法案修正は福祉事務所が勝手に申請を拒まないよう、解釈の余地をなくすためのもの。国会の意見を省令にも反映すべきだ」と指摘。生活保護問題対策全国会議事務局長の小久保哲郎弁護士は「実務に影響するのは省令。国会でいくつも良いことを言つても、省令に反映しなければ、問題のある対応が広まる危険がある」と話す。

省令、各省の長で、ある閣僚が定める命令。日本の法体系では優劣化するとは極めて例外的な場合のみと答弁していた。だが、省令案は逆に扶養義務を強化する内容で、政府は修正を踏まえた法案を秋の臨時国会に提出し、昨年十二月に成立した。政府案は、申請時に保護用を徴収する可能性が低い

厚労省はパブコメを二十八日に締め切り、四月上旬に省令を公布する方針。

政府は改正案を昨年五月に国会提出。与野党が修正案を書く欄がある申請書の提出を義務付けた。野党が

に認めるべきだ」と批判したため、保護するか決まるまでに提出すればよいと解釈できる表現に与野党で修正。しかし、省令案の表現化」も盛り込んだ。国会審議で、野党が「利用しにくくなる」と追及したのに対

て合意したが、昨夏の参院選前に廃案になった。政府は修正を踏まえた法案を昨秋の臨時国会に提出し、昨年十二月に成立した。

政府案は、申請時に保護用を徴収する可能性が低い

を断る扶養義務者に説明を求めたり、保護を始める時

化するとは極めて例外的な場合のみと答弁していた。だが、省令案は逆に扶養義務を強化しないケースを

合以外は原則として扶養義務を強化する内容で、政府は答弁はほどこされた。NPO法人自立生活サポートセンター・もやいの館

課は「申請手続きの運用は、これまでど何も変わらない。申請書は保護開始までに提出すればいい。扶養義務に関する問題で示された懸念に応えるよう丁寧に運用する」と反論し